

第3次 宇城広域連合地球温暖化対策実行計画

令和8年3月

宇城広域連合

目 次

第 1 章 背景	1
1 地球温暖化問題に関する動向	1
2 前計画の概要等	2
第 2 章 計画の基本的事項	3
1 目的	3
2 計画期間	3
3 対象範囲	3
4 対象とする温室効果ガス	4
第 3 章 二酸化炭素排出状況及び削減目標	5
1 二酸化炭素排出状況	5
2 削減目標	6
第 4 章 取組内容	7
1 職員共通の取組み	7
2 庁舎・施設管理等での取組み	8
第 5 章 計画の推進と点検・評価	9
1 推進体制	9
2 計画の進行管理・公表	9

第1章 背景

1. 地球温暖化問題に関する動向

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象です。地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）にフランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、その中で、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。これは、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げました。2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

我が国では、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が制定され、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等措置等に取り組むよう求められています。また、2021年（令和3年）6月に公布された同法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けています。

2025年（令和7年）には、新たな地球温暖化対策計画（令和7年2月18日）が閣議決定され、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。

本連合では、2016年（平成28年）に「第1次宇城広域連合地球温暖化対策実行計画」、2020年（令和2年）に「第2次宇城広域連合地球温暖化対策実行計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

「第3次宇城広域連合地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）は、前計画の内容の更新・見直しを行った計画です。本連合の事業において排出する温室効果ガスの排出量の削減を推進し、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進していきます。

2. 前計画の概要等

(1) 前計画の概要

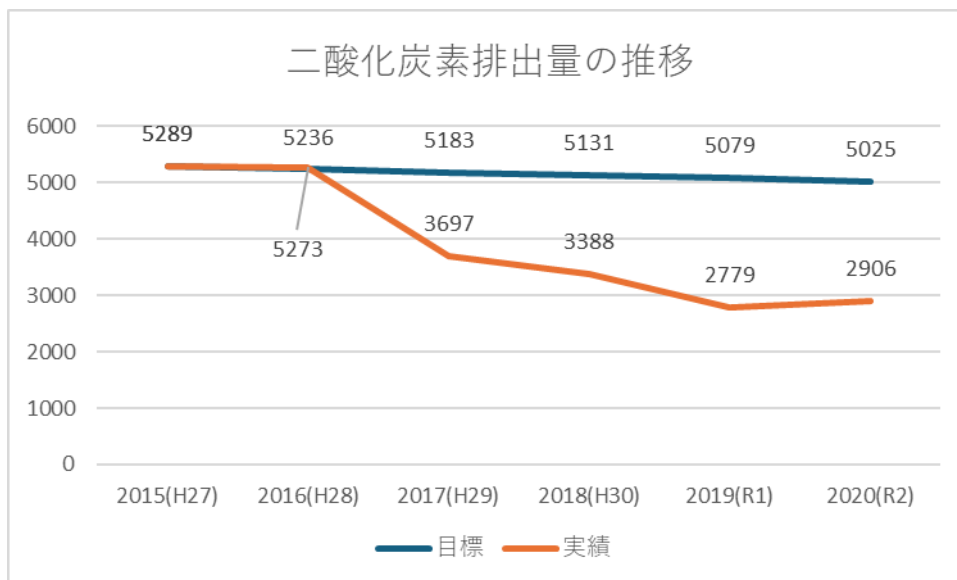
前計画の概要は、次のとおりです。

項目	内容
策定年月	2020年（令和2年）7月
基準年度	2019年（令和元年）度
計画期間	2021年（令和3年）～2025年（令和7年）
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）
対象範囲	本連合の全事業拠点の事務及び事業とする。
削減目標	2025年（令和7年）度の二酸化炭素排出量を2019年（令和元年）度比5%削減する。

(2) 前計画の目標達成状況

前計画での対象範囲における二酸化炭素排出量は次のとおりです。

2024年（令和6年）度時点で基準年度の2019年（令和元年）度と比較して△54.5%と大幅な削減となりました。二酸化炭素排出量の大幅な削減の要因は、2017年（平成29年）からごみ処理施設「宇土清掃センター」での焼却を中止し、「宇城クリーンセンター」で焼却を行ったためです。



第2章 計画の基本的事項

1. 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を削減することを目的とするものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～13(略)

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

2. 計画期間

2026年（令和8年）から2030年（令和12年）の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、2024年（令和6年）度とします。

なお、本計画については、社会情勢の変化や技術の進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本連合の全事業拠点の事務及び事業とします。

（対象組織・施設等一覧）

No	事業所の名称	事業所の所在地（熊本県）
1	事務局	宇城市松橋町久具 396-2
2	龍燈苑火葬場	宇城市不知火町小曾部 1895-1
3	寂静の里火葬場	下益城郡美里町堅志田 366
4	宇土清掃センター	宇土市松山町 3386
5	宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾 1775-3

6	環境再生センター	宇土市松原町 386
7	消防本部・北消防署	宇土市境目町 427
8	美里分署	下益城郡美里町大窪 837-5
9	網田分署	宇土市上網田町 3651-1
10	南消防署	宇城市松橋町豊崎 1547-1
11	三角分署	宇城市三角町中村 102-3
12	豊野分署	宇城市豊野町山崎 385-1
13	小川分署	宇城市小川町南部田 130-1

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガスとは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取り組みを推進していきます。

第3章 二酸化炭素排出状況及び削減目標

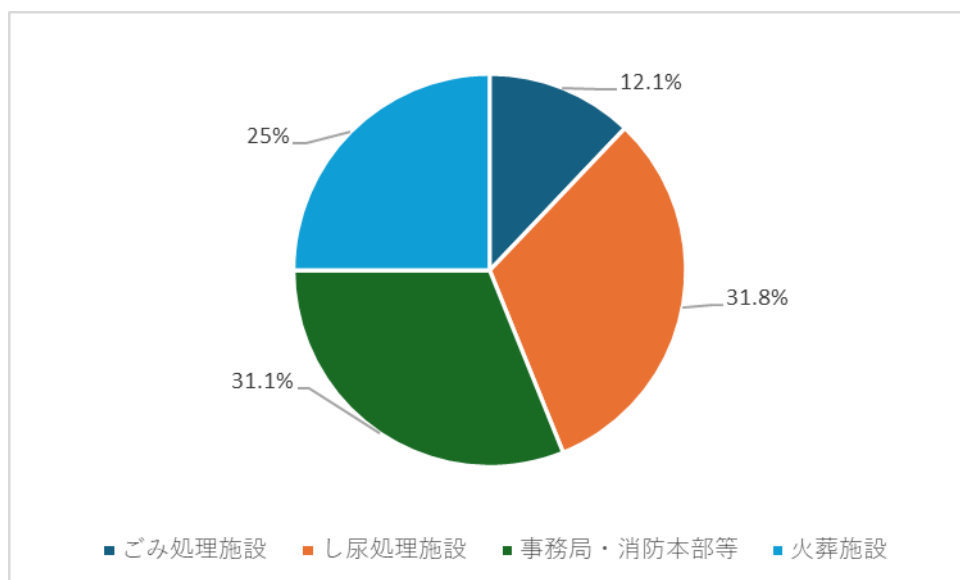
1. 二酸化炭素排出状況

本連合の事務及び事業に伴う「二酸化炭素排出量」について、国の地球温暖化対策計画の基準年度である2013年（平成25年）度は6,207 t-CO₂、2024年（令和6年）度は1,264 t-CO₂となっており、二酸化炭素排出量△4,943 t-CO₂、削減率△79.6%の状況です。

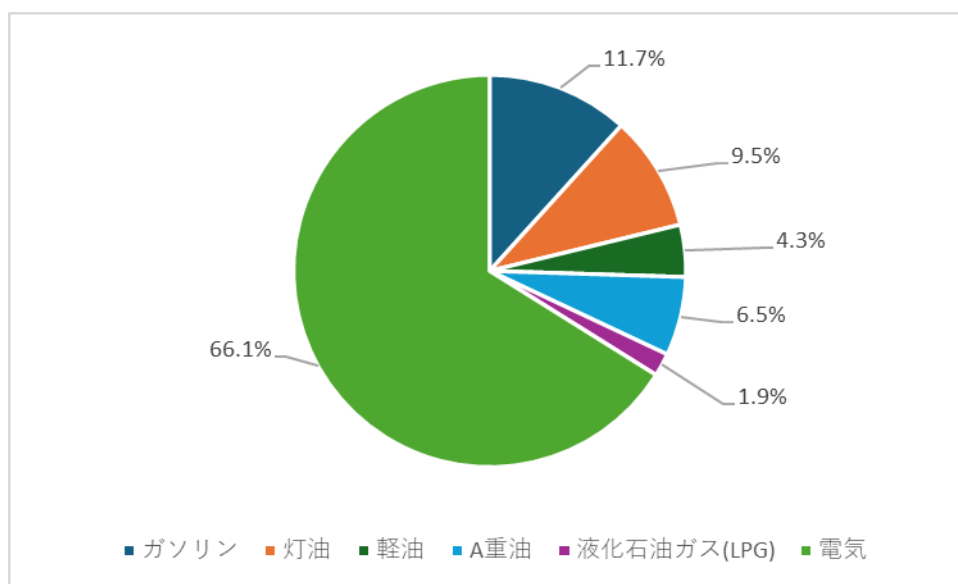
二酸化炭素排出量の大幅な削減の要因は、「前計画の目標達成状況」に記載のとおり、2017年（平成29年）度からごみ処理施設「宇土清掃センター」での焼却を中止し、「宇城クリーンセンター」で焼却を行ったためです。

対象とする温室効果ガス	2013年（平成25年）度排出量	2024年（令和6年）度排出量	削減率
二酸化炭素（CO ₂ ）	6,207 t-CO ₂	1,264 t-CO ₂	△79.6%

施設別では、し尿処理施設が全体の31.8%を占め、次いで事務局・消防本部等が31.1%、火葬施設が25%、ごみ処理施設が12.1%となっています。



また、エネルギー種別では、電気が全体の66.1%を占め、次いでガソリンが11.7%、灯油が9.5%、A重油が6.5%、軽油が4.3%、液化石油ガス（LPG）が1.9%となっています。



2. 削減目標

2024年（令和6年）度において、2013年（平成25年）度比 $\Delta 79.6\%$ となっている状況であり、国の地球温暖化対策計画の業務その他部門の目標（2030年度において、2013年度比 $\Delta 51\%$ ）をクリアしていますが、本連合は、2024年（令和6年）度を基準年度として、計画期間中に、事務及び事業から発生する温室効果ガス総排出量のうち、その割合の多くを占める二酸化炭素を2030年（令和12年）度までに、5%削減することを目標とします。

対象とする温室効果ガス	基準年度排出量 令和6年度	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,264 t-CO ₂	$\Delta 5\%$	1,201 t-CO ₂

各年度の二酸化炭素排出量の実績と目標の達成状況は、適宜、情報公開していきます。

（二酸化炭素排出状況） ※令和6年度調整後排出量

排出要因	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
ガソリン	123.1	11.7
灯油	100	9.5
軽油	44.4	4.3
A重油	68.5	6.5
液化石油ガス(LPG)	18.9	1.9
電気	693.3	66.1
計	1,048.2	100.0

第4章 取組内容

1. 職員共通の取組み

本計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す内容を主体的に取り組みます。

【日常業務に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・冷暖房の設定温度の適正化（基準：冷房 28℃、暖房 20℃）
	・冷暖房の使用期間、使用時間の抑制
	・冷房の効率化のため、ブラインド等を活用
	・空調機器の定期的な清掃、点検
給排水・給湯	・省エネ室温に対応した服装（クールビズ、ウォームビズ）を実施
	・冬季以外の給湯供給期間の短縮 ・ノーポットデイの実施（週 1 回）
照明	・始業前、昼休み時間の消灯
	・残業時の必要最小限の点灯
	・計画的な業務執行による時間外勤務の短縮
OA 機器	・未使用時における電源の遮断（会議などで 席を外すなど長時間 OA 機器使用しない場合）
	・省エネモードの設定
	・退庁時は原則コンセントを抜く
公用車	・エコドライブの実施
	・カーエアコンの効率的な利用
	・タイヤの空気圧の調整など車両の点検、整備の実施
	・加減速の少ない低速走行

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・両面コピー、両面印刷、裏面利用の徹底
	・縮小印刷（A3→A4、2アップ等）の活用
	・資料の簡略化（ページ数を必要最低限とする）
	・コピー機使用後のリセット徹底
廃棄物 リサイクル	・不用意なゴミの削減
	・排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・割り箸、紙コップ使用の自粛（マイカップ利用促進）
	・封筒、ファイルなどの再利用促進
	・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル
物品購入	・適切な在庫管理による物品購入
	・グリーン購入の推進

2. 庁舎・施設管理等での取組み

庁舎や施設の設備機器の買替えの際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器を選択することが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組みを推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・冷暖房の設定温度の適正化
	・冷暖房の使用期間、使用時間の抑制
	・空調機器の定期的な点検、整備及び適正な運転管理
	・フィルター等の定期的な清掃
照明	・照明器具の定期的な保守及び点検
コピー機器	・用紙使用量の把握及び管理
その他	・正確な使用量の把握及び管理

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
受変電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	・省エネルギー型の照明器具の導入
	・LED照明への更新
建物	・省資源、省エネルギー型の電気機械設備の導入
	・断熱性の高い材料の採用及び構造の整備
	・施設の新設や増改築時に、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備
その他	・施設の新設、設備機器の補修改修時に太陽光発電システム等、再生可能エネルギーの導入について検討
	・公用車の購入時に、ハイブリッドカー及び電気自動車等の低公害車や低燃費車の導入を検討

第5章 計画の推進と点検・評価

1. 推進体制

「推進本部」「推進委員」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

「事務局」は全体のエネルギー使用量を把握し、計画の進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行います。

【構成及び役割】

区 分		構 成	役 割
推進本部		本部長：事務局長	計画の策定・見直し 計画の推進・点検
推進委員	事務局	事務局次長兼総務課長	職員への連絡調整
	各施設	環境衛生課長	所属内における計画の周知
	消防本部	総務課長	計画の推進
	署・分署	署長・分署長	取組状況の管理・点検 エネルギー使用量の把握
事務局		事務局総務課	計画全体の推進 総合的な進行管理

2. 計画の進行管理・公表

(1) 実行計画の進捗状況の調査・集計

事務局は、毎年度、全体の取組状況や温室効果ガス総排出量等を調査・把握し、進捗状況を集計します。また、推進本部は総合的な立場で評価を行います。

(2) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況及び直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回本連合ホームページ等で公表します。